

# 大船渡市こども計画（案）の概要

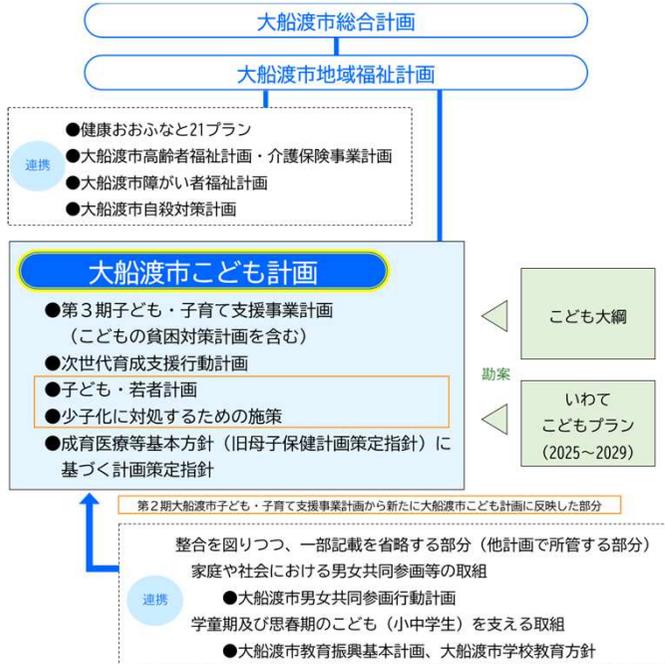
## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の背景・趣旨

- ・国は、こどもや子育て世帯を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、令和5年12月には、「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。
- ・「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。
- ・本市では、令和2年3月に策定した「第2期大船渡市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」が令和6年度をもって計画期間を終了することに伴い、国の方針、子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、こどもや子育て支援に向けた取組を更に効果的かつ総合的に推進するため、「大船渡市こども計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

- ・本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」として策定します。
- ・計画の策定に当たっては、各法令に基づく市町村計画と一体で策定できるとされており、こどもに関する各種計画等を内包した計画とします。



### 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を本計画の期間とします。

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 人口等の動向

- ・出生数は、令和4年は133人と減少傾向が続いています。
- ・0歳から39歳までの転出入状況は、転出超過が続いています。特に平成30年以降は20歳から29歳までの転出が大きく増加しています。
- ・要支援、要保護児童等の令和5年度の数は、平成26年度と比較して約5倍に増加しています。

### 2 アンケート調査結果から見える大船渡市の現状

- (1) 子ども・子育てに関するアンケート調査  
・子育てへの悩みの問いの回答では、「病気や発達、発育に関すること」が最も多く、次いで「こどもを叱りすぎているような気がする」となっています。  
・充実を望む子育て支援策の問いの回答では、「子育て世帯への経済的支援」が最も多く、次いで「こどもの遊び場の充実」が多くなっています。
- (2) 子ども・若者向けアンケート調査  
・本市への定住の考え（将来的な定住を含む）の問いでは、44.0%の人が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答しています。  
・こどもの権利が大切にされていると思うかの問いでは、52.4%の人が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答しています。

### 3 こども、若者や子育て世代を取り巻く課題

- (1) こどもの権利保障  
・社会全体でこどもの権利を保障するとともに、こども・若者が安心して意見を表明できる機会を提供していく取組が必要です。
- (2) 児童虐待の発生予防、連携体制の継続強化  
・子育てに困難を抱える世帯が顕在化しており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、再発防止への取組が必要です。
- (3) 人口減少下における持続可能な教育・保育サービスの在り方  
・小学生以下のこどもの数が、平成27年から約30%減少している中、持続可能な教育・保育サービスをどのように提供していくか検討が必要です。
- (4) 障がいのある（又は支援の必要な）こどものきめ細やかな支援  
・発達支援の必要なこどもへの療育等、多様なニーズに応じた教育・保育サービスの提供についての検討が必要です。
- (5) こどもの健全育成のための子育て世帯へのケア  
・コロナ禍では、交流機会の制限により、孤立を生じやすい状況となったことから、子育てへの不安や悩みを共有しやすい環境づくりが必要です。
- (6) こどもと家庭に寄り添った相談・支援  
・こどもや子育て世帯の様々な悩みを、身近で気軽に相談できる体制づくりを進める必要があります。
- (7) 子育て世帯への経済的支援  
・アンケート調査では、経済的支援の充実を望む声が多いことから、子育てに係る負担軽減の取組が必要です。
- (8) 仕事と家庭の両立  
・性別による役割分担意識を見直し、妊娠・出産後から夫婦で子育てしていく取組が必要です。
- (9) 子育て応援の機運醸成  
・アンケート調査では、職場等で子育てに対する理解や配慮を希望する声が一定数あり、社会全体で子育て世帯を支えていく取組が必要です。
- (10) 若者が住み続けたいまちへの取組  
・若者の転出が増加傾向の中、若者の定住につながる取組が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

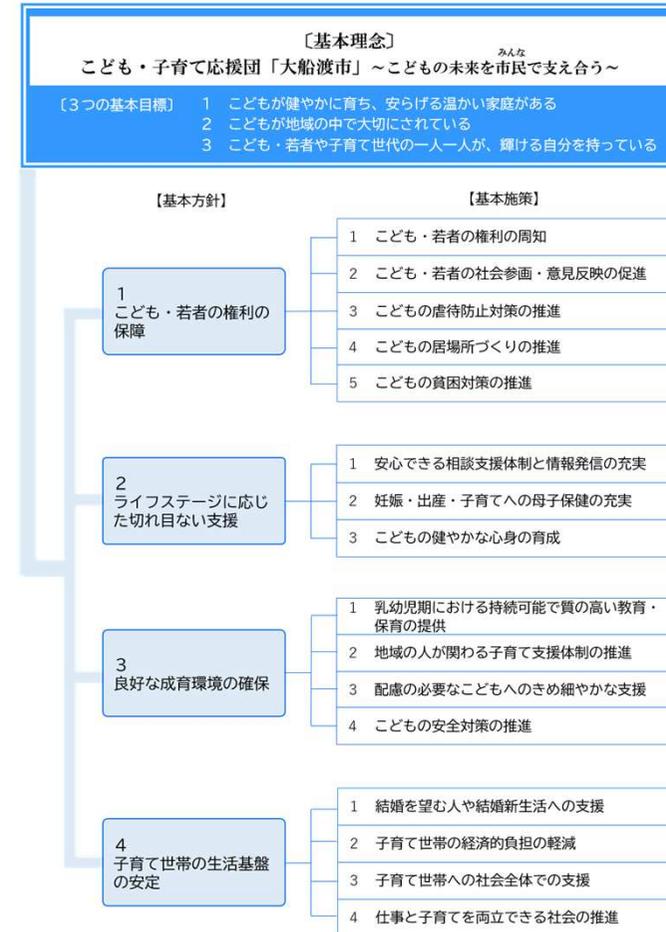
本計画では、第2期計画で推進してきた基本理念を継承するとともに、「こどもまんなか社会」の理念を尊重し、こどもが個人として尊重され、心豊かに育つよう、「こども・子育て応援団「大船渡市」～こどもの未来を市民(みんな)で支え合う～」を基本理念とします。

こども・子育て応援団「大船渡市」  
～こどもの未来を市民(みんな)で支え合う～

### 2 基本目標

- (1) こどもが健やかに育ち、安らげる温かい家庭がある
- (2) こどもが地域の中で大切にされている
- (3) こども・若者や子育て世代の一人一人が輝ける自分を持っている

### 3 基本方針と計画の体系



## 第4章 施策の展開

### 基本方針1 こども・若者の権利の保障

#### 基本施策1 こども・若者の権利の周知

こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で支援し、社会全体でこどもの権利を保障していきます。

また、困難な状況に置かれたこども、様々な状況にあって声を届けにくいこどもに対する十分な配慮に努めます。

#### 基本施策2 こども・若者の社会参画・意見反映の促進

こども・若者の学びや成長につながるよう地域活動への参画を支援することで、一人一人が活躍できる環境づくりを推進します。

### 基本施策3 こどもの虐待防止対策の推進

虐待の早期発見・早期対応に資するため、教育、福祉、医療、保健等関係機関の連携を強化するとともに、こどもとその保護者に対して、状況に応じた支援に努めます。

また、虐待を防止するため、不適切な養育の可能性のある家庭に対し、支援ニーズを早期に把握し、相談、助言等のきめ細かい支援や関係機関と連携した対応に努めます。

### 基本施策4 こどもの居場所づくりの推進

こどもが安心して過ごすことができる居場所を確保するため、放課後児童クラブの運営や民間団体によるこどもの居場所づくり等を支援します。

### 基本施策5 こどもの貧困対策の推進

家庭の生活状況にかかわらず全てのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう教育機会の確保に努めます。

また、子育て世帯において、貧困により社会的に孤立することのないよう、保護者への相談支援や生活支援等、生活の安定に資するための支援に努めます。

### 基本方針2 ライフステージに応じた切れ目ない支援

#### 基本施策1 安心できる相談支援体制と情報発信の充実

子育て世帯が、子育てへの不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりをもってこどもと向き合うことができるよう、子育てに関する情報提供、各種相談等に対応し、安心して子育てできるよう支援します。

#### 基本施策2 妊娠・出産・子育てへの母子保健の充実

健康診査の実施、育児サービスの提供、各種相談対応など、こどもの成育や母親の心身の健康面で、特に重要となる産前産後や乳幼児期の支援について、関係機関との連携を密にし、切れ目なく支援します。

#### 基本施策3 こどもの健やかな心身の育成

こどもの健やかな心身の育成を図るため、疾病やむし歯の予防に取り組むとともに、食育の推進を通じて、健康的な生活習慣を形成できるよう支援します。

また、こどもの成長過程において性に関する正しい知識の習得と、幼児に対する温かい感情や関心を養う機会の創出に努めます。

### 基本方針3 良好な成育環境の確保

#### 基本施策1 乳幼児期における持続可能で質の高い教育・保育の提供

こどもの数や生産年齢人口の減少が進み、行財政規模も縮小していく中、教育・保育の質を維持しながら、保育士等の人材確保や処遇改善に対処していく必要があり、今後の持続可能な教育・保育サービスの在り方について、検討を深めます。

#### 基本施策2 地域の人が関わる子育て支援体制の推進

新型コロナウイルス感染症の流行下では、コミュニケーションの機会が制限された影響から、5類感染症移行後においても、依然として子育て世帯の孤立が生じやすい状況となっています。

地域や子育て支援機関との連携により、こどもが健やかに成長することができるよう、子育て世帯を支援します。

#### 基本施策3 配慮の必要なこどもへのきめ細やかな支援

発達支援の必要なこどもへの療育、医療的ケアの必要なこどもやその保護者への心身のサポート等、全てのこどもが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実を図ります。

#### 基本施策4 こどもの安全対策の推進

公共施設や道路、公園等の適切な維持管理により、こどもの安全確保に努めます。

また、地域住民、学校等関係機関の協力により、交通安全や防災対策等の取組を継続すること等により、安全対策を推進します。

### 基本方針4 子育て世帯の生活基盤の安定

#### 基本施策1 結婚を望む人や結婚新生活への支援

結婚は個人の自由な意思決定であり、多様な価値観が尊重されるという前提の下、自らの主体的な選択により結婚を望む方への、それぞれの希望に応じた支援を行います。

#### 基本施策2 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう、幼児保育、就学、医療、その他の生活に係る経済的支援を実施し、生活の自立、安定、向上を図ります。

#### 基本施策3 子育て世帯への社会全体での支援

子育てしやすい環境をつくるためには、子育て世帯や関係機関の支援者だけでなく、日常生活、地域での暮らし、職場などにおいて、多くの方々の配慮が必要です。

こども施策の展開を通じて、こども・子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識啓発や情報発信を行い、社会全体で子育てを応援する機運醸成を図ります。

#### 基本施策4 仕事と子育てを両立できる社会の推進

共働き世帯が増える中、性別による役割分担意識を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て世帯が仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、若者の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、家庭や職場におけるジェンダーギャップ、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向け、市民への意識啓発等に取り組めます。

## 第5章 各個別計画記載事項

### 1 第3期大船渡市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

国が示す基本指針に即して、次の対象事業に係る区域、量の見込み、確保方策の需給計画を設定します。

図表：量の見込みの対象事業と設定区域

	対象事業		支援事業計画記載		第3期 設定区域	
			第2期	第3期		
(1)子ども・子育て支援給付・子育て	ア 教育施設（幼稚園等）（1号認定）	満3歳以上（2号認定を除く）の就学前のこども	○	○	市内全域を1区域として設定	
	イ 保育施設（保育所等）（2号認定）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども	○	○		
	向（3号認定）	満3歳未満				
(2)地域子ども・子育て支援事業等	ア 利用者支援事業	基本型 こども家庭センター型	○	○		市内全域を1区域として設定
	イ 地域子育て支援拠点事業		○	○		
	ウ 妊婦健康診査事業		○	○		
	エ 乳児家庭全戸訪問事業		○	○		
	オ 養育支援訪問事業		○	○		
	カ 子育て短期支援事業		○	○		
	キ ファミリー・サポート・センター事業		○	○		
	ク 一時預かり事業	在園児対象の一時預かり その他の一時預かり	○	○		
	ケ 延長保育事業		○	○		
	コ 病児・病後児保育事業（本市は病後児保育を実施）		○	○		
サ 放課後児童健全育成事業		○	○	小学校区単位の11区域として設定		
シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		実施なし	導入予定なし	導入予定なし		
ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業						
セ 子育て世帯訪問支援事業（※）			継続検討	継続検討		
ソ 児童育成支援拠点事業（※）			継続検討			
タ 親子関係形成支援事業（※）			継続検討			
チ 妊婦等包括相談支援事業（※）			○			
ツ 産後ケア事業（※）			○	市内全域を1区域として設定		
テ 乳児等通園支援事業（※）			継続検討	継続検討		

※…国の手引に基づき、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画から新たに量の見込み及び確保方策等を盛り込む事業

### 2 成育医療等基本方針に基づく成育評価指標と目標

国の成育評価指標を参考に、妊産婦及び小児の保健・医療提供体制、虐待予防、乳幼児の口腔等に関する主な目標を設定します。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

家庭や地域、企業、教育保育関係機関、行政が一体となり、互いに協力しながら、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりへ向けて様々な施策を推進します。

### 2 計画の進行管理

「大船渡市子ども・子育て会議」に進捗状況等を報告しながら、PDCAサイクルにより施策の継続的な改善に努めます。

## 資料編

・計画策定に係る根拠法令、国のこども政策、岩手県の基本的な考え方、協議経過等を掲載しています。